

発議第 2 号

別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 24 日

別海町議会議長 西 原 浩 殿

提出者 別海町議会議員 小 林 敏 之

賛成者 同 今 西 和 雄

同 戸 田 憲 悦

同 松 壽 孝 雄

同 木 嶋 悦 寛

別海町議会会議規則の一部を改正する規則

別海町議会会議規則（平成３年別海町議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「全員協議会」を「協議又は調整を行うための場」に改める。

第２条第１項中「事故」を「公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第２項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を決めて」を「出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第５１条の２の見出し中「町長の反問」を「確認の機会の付与」に改め、同条第１項を次のように改める。

「議長及び委員長は、会議における審議等の充実を図るため、会議の論点等を明確にする必要があると認めるときは、町長等に対し、議員の発言の趣旨に対する確認の機会を付与することができる。」

第８９条第１項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

第１７章の章名を次のように改める。

第１７章 協議又は調整を行うための場

第１２７条の見出し中「全員協議会」を「協議又は調整を行うための場」に改め、同条第１項中「として、全員協議会を設ける。」を「（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「全員協議会」を「協議等の場」に改め、同項を同条第２項とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第１２７条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	町政に関する重要事項や 本会議提案議案の概要説	全議員	議長

	明、町議会内部の処理事項等について協議又は調整を行う。		
議員間討議	議員間の協議又は調整を行う。	全議員	議長
課題共有会議	議員、理事者、職員間の政策課題について協議又は調整を行う。	全議員	議長
一般質問検討会議	一般質問の磨き上げ等について協議又は調整を行う。	全議員	議長
正副議長会議	議会運営全般について協議又は調整を行う。	正副議長	議長
正副委員長会議	常任委員会及び特別委員会運営について協議又は調整を行う。	常任委員会正副委員長 特別委員会正副委員長	常任委員会委員長 特別委員会委員長
委員会協議会	常任委員会及び特別委員会の所管事項について調査及び審査の論点、争点の整理等の協議又は調整を行う。	常任委員会委員 特別委員会委員	常任委員会委員長 特別委員会委員長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別海町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
目次 第17章 <u>協議又は調整を行うための場</u>（第127条） （欠席の届出） 第2条 議員は、<u>公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> （確認の機会の付与） 第51条の2 <u>議長及び委員長は、会議における審議等の充実を図るため、会議の論点等を明確にする必要があると認めるときは、町長等に対し、議員の発言の趣旨に対する確認の機会を付与することができる。</u>	目次 第17章 <u>全員協議会</u>（第127条） （欠席の届出） 第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 <u>議員が出産のため出席できないときは、日数を決めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> （町長の反問） 第51条の2 <u>議長から会議への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長の許可を得て反問することができる。</u>

改正後	改正前
(請願書の記載事項等) 第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u>（法人の場合にはその<u>所在地</u>）を記載し、<u>請願者</u>（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。 2・3 （略） 第17章 <u>協議又は調整を行うための場</u> (<u>協議又は調整を行うための場</u>) 第127条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場<u>（以下「協議等の場」という。）</u>を別表のとおり設ける。 <u>2 協議等の場</u>の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 附 則（略）	(請願書の記載事項等) 第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の場合にはその<u>名称及び代表者の氏名</u>）を記載し、<u>押印しなければならない</u>。 2・3 （略） 第17章 <u>全員協議会</u> (<u>全員協議会</u>) 第127条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場<u>として、全員協議会を設ける。</u> <u>2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</u> <u>3 全員協議会の運営</u>その他必要な事項は、議長が別に定める。 附 則（略）

改正後				改正前
別表（第127条関係）				
名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者	
全員協議会	町政に関する重要事項や本会議提案議案の概要説明、町議会内部の処理事項等について協議又は調整を行う。	全議員	議長	
議員間討議	議員間の協議又は調整を行う。	全議員	議長	
課題共有会議	議員、理事者、職員間の政策課題について協議又は調整を行う。	全議員	議長	
一般質問検討会議	一般質問の磨き上げ等の協議又は調	全議員	議長	

改正後				改正前
	整を行う。			
正副議長会議	議会運営全般について協議又は調整を行う。	正副議長	議長	
正副委員長会議	常任委員会及び特別委員会運営について協議又は調整を行う。	常任委員会 正副委員長 特別委員会 正副委員長	常任委員会 委員長 特別委員会 委員長	
委員会協議会	常任委員会及び特別委員会の所管事項について調査及び審査の論点、争点の整理などの協議又は調整を行う。	常任委員会 委員 特別委員会 委員	常任委員会 委員長 特別委員会 委員長	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。